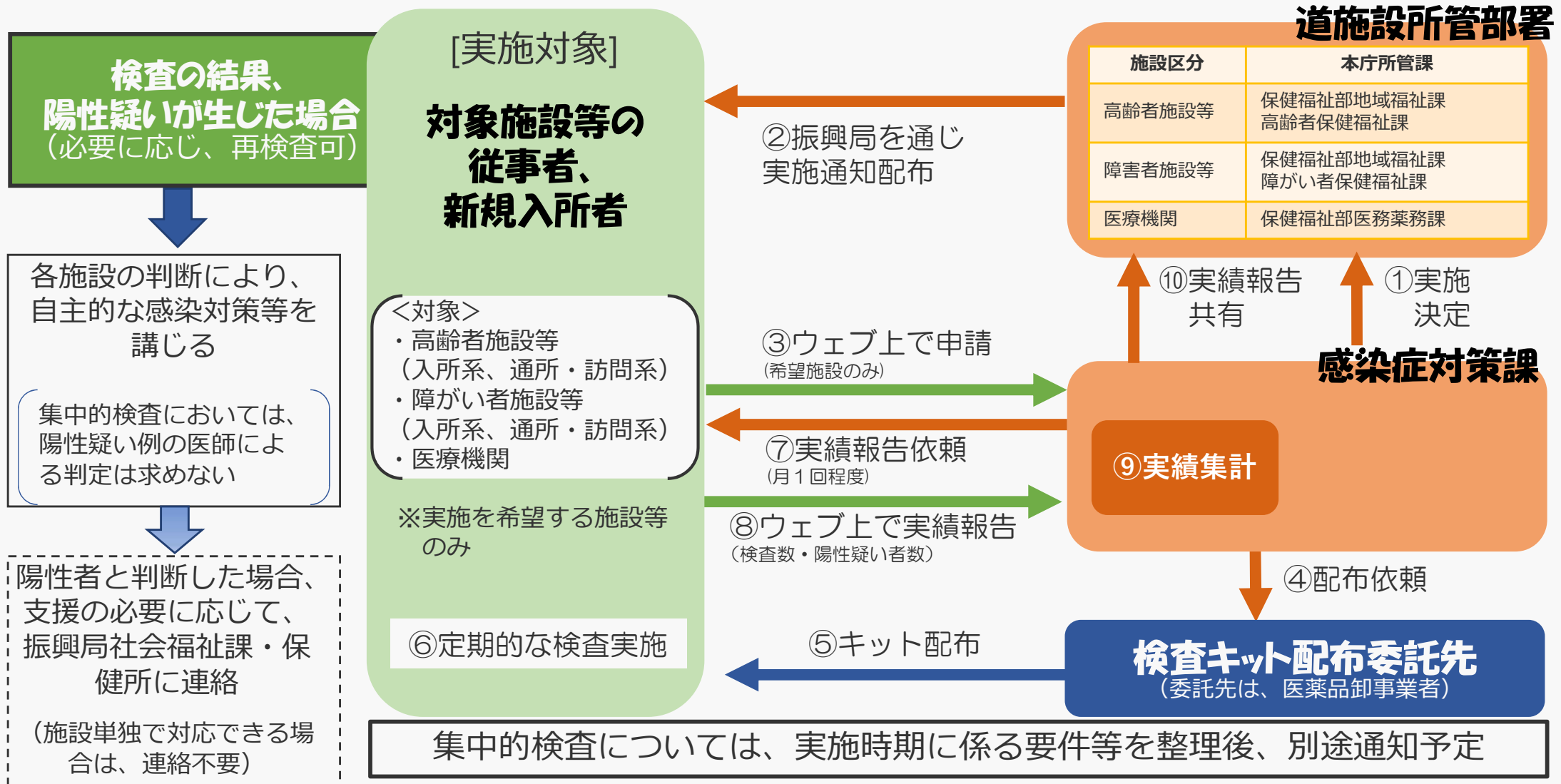


集中的実施計画について（実施概要）

- 5類移行後の検査の取扱いを示した国の通知等を踏まえ、道では、引き続き高齢者施設等における従事者への集中的検査の実施計画を策定し、**感染拡大のおそれがある期間**において高齢者施設等の従事者等を対象に抗原定性キットによる定期的な検査を実施できる体制を整備する考え。
- なお、5類移行後は、道から、検査結果に基づいた外出自粛や就業制限を求めないことから、本検査は、**各施設の自主的な感染対策のため活用**することとし、医師による判定は求めない。（一般住民の自己検査と同様）



- 感染防止のためには、個人による日頃からの体調管理と感染予防行動（※）が最も重要。
（※手洗いなどの手指衛生、換気、症状がある者及び周囲の者のマスク着用、等）
⇒ 検査を行うことのみで、感染を防止できるわけではないことに留意

- 症状がある場合には、検査実施の有無に関わらず、まず、職場へ連絡の上、出勤等を控えるとともに、マスク着用等、他者への感染防止策を講じることが重要。

また、連絡を受けた職場では、症状がある者の検査結果（診断）等を待つこと無く、速やかに必要な感染防止対策を講じることが重要。（施設等でも家庭内でも同様）

- 陰性であって場合も、検査は陰性を証明するものではないことに留意が必要。
⇒ 陰性の場合も、引き続き、体調の変化等に注意することが必要。
（インフルエンザ等、他の疾患に感染している可能性も念頭に入れる必要がある。）

【参考：療養期間の目安】

- 発症後5日間経過、かつ、症状軽快から24時間経過までは、外出を控えることを推奨
- 10日間経過までは、マスク着用やハイリスク者との接触を控えることを推奨

（注） 移行後は、一律に外出自粛を要請するものではなく、上記を参照に自主的に判断を行う。
また、保健所から「濃厚接触者」として特定されることはなく、外出自粛も求められない。